

平成 22 年度 第 2 回生駒市審議会 会議録

1. 日 時 平成 23 年 2 月 23 日(水) 9 : 3 0 ~
2. 場 所 生駒市役所 4 階 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室
3. 出席者 市 長 山下 真
(委 員) 久会長、下村副会長、中西委員、井上委員、西向委員、福本委員
(事務局) 吉岡部長、森本次長、前川課長、西本課長補佐、
高谷係長、塩崎主任
4. 会議公開 公開
5. 傍聴者数 1 名
6. 議事内容

事務局 お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、生駒市景観審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成 22 年度第 2 回 生駒市景観審議会を
開会させていただきます。

本日の会議につきましては、「附属機関等の会議の公開に関する基準」第 2 条の規
定に基づき、傍聴を許可しておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この審議会では、個人情報の関係で非公開となる行政処分を伴う審議案件
もございますので、その際は事前に委員各位に照会させていただき、その取扱いを
決定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本審議会の議事録の作成及び公表については、前回の審議会で、逐語議事
録に近い形で作成し、公表する前に委員の皆様方に御確認をさせていただき、修正
点がございましたら、修正を加え、公表することに決定させていただきました。

なお、審議会が非公開の場合は、会議録も同様に非公開として扱いをさせていた
だきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の審議会につきましては、嘉名委員から所用のため御欠席との連絡を受けて
おり、委員 7 名の内 6 名の御出席をいただいておりますので、生駒市景観条例施行
規則第 1 3 条第 7 項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告申し
上げます。

それでは、開会に当たりまして山下市長からごあいさつを申し上げます。

市長よろしくお願ひいたします。

市 長 皆様、おはようございます。

本日は、生駒市景観審議会の開催に当たり、大変お忙しい中、御出席いただきま

してありがとうございます。

さて、本日は、景観計画と景観条例について諮問させていただいておりますが、これについては、前回の第1回景観審議会ですり説明させていただいた景観計画の案と景観条例の案を1月6日から2月4日までの30日間パブリックコメントで意見募集いたしまして、4名の方から12件の意見をいただき、生駒市として考えをまとめ、景観計画に反映させたものでございます。

本日当審議会ですり承認いただけましたら、都市計画審議会に附議させていただき、晴れて「景観法」に基づく「生駒市景観計画」となり、市民、事業者、行政との協働により、良好な景観づくりを進めるとともに、本市の特徴の一つである、豊かな自然を生かしながら、本市独自の景観施策を展開していきたいと考えております。

つきましては、委員の皆様が多方面にわたる忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、本日の審議案件であります「生駒市景観計画を定めることについて」及び「生駒市景観条例の改正について」に係ります諮問書を市長から会長にお渡しさせていただきます。

《市長から会長へ直接手渡す》

諮問書の写しにつきましては、お手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は別の公務のためここで退席させていただきますが、よろしくお願いいたします。

《市長退室》

それでは、本日の配布資料の御確認をお願いします。

本日配布させていただいている資料として、

- ・本日の会議次第
- ・委員名簿
- ・諮問書の写し

資料1 といたしまして、「生駒市景観計画(案)」及び「生駒市景観条例改正(案)」のパブリックコメント結果について

資料2 といたしまして、 生駒市景観計画(案)

資料3 といたしまして、 生駒市景観条例の改正(案)

最後に、前回、1月5日開催の第1回審議会の議事録
となっております、よろしいでしょうか。

それでは、生駒市景観条例施行規則第13条第6項の規定により、会長が議事を進めることとなっておりますので、会長よろしくお願いたします。

会 長 改めまして、おはようございます。

本日は本審議会の開催に当たり、公私とも御多忙の折にもかかわらず各委員の皆様方には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本審議会の運営につきまして何かと御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本審議会につきましては、前回の審議会で事前に説明を受けております、「生駒市景観計画を定めることについて」及び「生駒市景観条例の改正について」の2つの案件につきまして諮問を受け、御審議いただくものでございますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日の第1号案件の生駒市景観計画を定めることについては、生駒市が景観行政団体となり、作成出来るものであり、これから生駒市の景観行政を進める上で必要な方針と基準を示したもので、広く市民の方々に意見聴取を行うパブリックコメントを終え、生駒市景観条例第6条第1項の規定により、本審議会に諮問されたものです。

また、第2号案件の生駒市景観条例の改正については、この景観計画を進める根拠となるもので、同様にパブリックコメントを終え、生駒市景観条例第17条第1項の規定により、諮問を受けました。

これらの案件につきましては、関連したものであり、また前回1月5日の第1回景観審議会において事前説明を受けておりますので、2つの案件をあわせて説明を受けたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《事務局説明》

会 長 ありがとうございます。

それではただいまの説明に関しまして、委員の皆様、御意見・御質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 「1メートル以上後退した配置とすること。」について最初検討したときに気付かなかったんですけども、この配置とすることに決めたと言います理由はどういうところからであったんですか。

会 長 1メートルずつ建物がさがることによって見通しを確保したいという思いだったんです。ところがもうすでに再開発計画の設計が出来上がってきて、その再開発計画の中ではルールとして、その一階部分、低層部分は下がってくれという話しでしたけれども上はそのままの形になるので矛盾するんじゃないのということで御意見が出てきたと、そういう経緯があったと承っております。

委 員 1メートル以上という表現は何かものすごく壁面が整わないですし、削除でいいんですけども、なぜこれが入っていたのかという気がちょっとしたので質問させていただいたんですけども、この地区は、駅前の一番中心地区ですから容積的にも目いっぱい積みたいということもあったりして、そういう意図もあると思いますけれども、まあセミパブリック的なスペースということで道路からもう少し後退があっても悪くはないんじゃないかという気はするんですけど。

事務局 本来でしたら、担当局同士がちゃんと調整した上で出したらよかったんですけども、1メートル後退とは全ての他の地域の基準をここにも持ってきたということなんでございますけれども、やっぱり高度利用地区ですので目いっぱいバルコニーが特にそうなんですけれども下は2メートル後退する。そこでは1階2階の部分については公共的なスペースを作る。その上で3階以上については道路面に近くまで出したい、そうしなければやはりあのマンションとかでもですね難しいということもございまして、もう一度市のほうでも考え直しまして変えさせていただいております。ここ再開発地区は1・2・3・4とありまして1地区と4地区が今出来上がっています。4地区は個別に一棟ずつずっと並んでおりまして、現実的には1メートル後退せずに現状として建っておりまして、そこの地権者の方から今更それが出来ないで建て替えの場合にもう建てるが出来ないということもいただいておりますので変えさせていただいた次第でございます。

会 長 よろしいですか。生駒の場合は高度地区で上も押しえられていますので、上が押しえられていなければ皆さん御承知のように上に積むことによって容積を取れるんですけども、どうしても上が押しえられてしまいますから横に広がらざるを得ない辛い状況かなと思います。

委 員 ただ、壁面が揃うことが綺麗だと思うんですね、一個ずつの敷地の中においては規制が出来るのかなという気もするんですけどね。でこぼこしているよりはずっと綺麗なのでちょっとその辺気になったんですけども。

会 長 大阪市内は古くは船場建築線という形でここに建ててくれということで揃えていった経緯もありまして、まあ一番揃っているのは御堂筋の壁面だと思うんですけども。

委 員 外国の街並みの古いところが綺麗なのも、壁がつながっていますのでね。ちょっとイメージがあったもので、その辺も出来るんだったらそういうのもいいのかなと思ったんですけど。本来検討しておいて言うべきことだったかも分かりません。別にこれで結構でございます。

事務局 申し訳ありません。市施行でしたら市の思うとおりでですね優先して出来るんですけども、実際問題、一旦後退出来るかどうか考えてみたんですけどもちょっともう組合さんのほうでやっておられるんで、組合さんのほうではもうちょっと無理かなと。申し訳ございません。

会 長 他いかがでしょうか。前回は御説明いただいたようにこの景観計画の後にまた景観の基本計画とか、さまざまなもので追加、付加など補強していきたいということもございますので、まあとりあえず早く基準を作って届出制度を動かしながら指導、誘導を図りたいということでございますので、また今後、時間かけて審議会でもより充実した内容になるように議論させていただきたいと思います。それではよろしいですか。

委 員 条例の方で今日いただいたペーパーなんですけれども、2の項のこの市の考え方という所なんですけどもね、2段目で、「なお、具体的な相互交流の機会の提供方法については景観形成基本計画の策定時に検討していきます。」こう書いておりますけれども。あの御意見の概要としては、協議の場の提供についても検討して欲しいということになっておりますので、ここについての回答がない気がするんですけども。ですから両方とも協議の場について、それから相互交流の機会の提供方法についても形成基本計画の策定時に検討するというのか、若しくは、協議の場については検討しないのかというふうに考えるのか2通りの取り方が出来ますので、どのようにお考えなのか明確にされておいたほうが良いと思います。どちらなんですか。

会 長 上の2行でそれを暗に触れているんですけども、誘導啓発施策の一環ということですので、協議というのはどちらかというとその規制とかルールを作る、あるいは運用するときの際してお互いが議論の末、ある一定の線を見い出していききたいという意味でも、御質問・御意見はあると思うんですけども、まあそこはたくさんの方々がかかわってくるとどうしても時間がかかってしまうので、事務局と事業者と

の協議で密に詰めていきたいというニュアンスが含まれているんですけども、委員がおっしゃるように、その辺りをもう少し丁寧に市の考え方として提示をしたほうが誤解は無いですね。

委員 今、おっしゃっていただきましたように、趣旨からするとここは違うんだということが、恐らく答えだろうと私も思うんですけども、ただ下の所で片方だけ取り上げてしまうと、片方が全然見えてこないの、ですから今おっしゃっていただきましたように、双方について触れていただいたほうが市の考え方としては明確になるだろうと、それから意見を述べられた方々の不満といいますか、私が聞いているのはこっちも聞いているみたいなことを言われなくするために明確にしておかれたほうがいいのではないかと思います。

会長 まあちょっと言葉が適切でない部分は御容赦いただきたいんですけども。こういうパブコメの考え方というのは、否定するとか、拒否するというのをなかなかストレートに書けないとかやりかたみたいですので、婉曲表現になるんですね。その辺りもうちょっとストレートに書ける部分は書いたほうが応答としては逆に丁寧かなと思うんですけども。

委員 それともう一点、この案には助成についての記載が一切無いのですが、これは今後の基本計画のところでも検討する可能性があるのでしょうか。ないのでしょうか。

事務局 一応今回作成させていただいた景観計画に基づく条例案ということになってございますので、主に規制部分を対象にした条例構成になってるということで、今、先生がおっしゃたように誘導啓発部分とか、助成にかかる部分については、次年度以降で景観形成基本計画を策定、御検討いただくという予定としておりますのでその部分で盛り込んでいきたいと思っております。

委員 分かりました。結構ですありがとうございます。

会長 その辺りは市の考え方ですので、またお返しするときにするというふうに少し言葉を足していただくとより趣旨が明確になるようお願い出来ますでしょうか。

事務局 実は週明けに策定委員会、景観計画と都市計画マスタープランの策定委員会がございまして、その中でもパブリックコメントの結果を報告させていただいたんですけども、一応その内容でその日からホームページ上で公表しております、誠

に恐縮ではございますけれども、婉曲的な表現になっておりますけれども御了承いただきたいと思っております。

その辺りはきちっと意見提出者に説明しておきます。

委員 はい、分かりました。

会長 今後の考え方の記述のアドバイスの御意見であると思しますので、もう少しきちんとだめなことはだめとお答えするほうが逆に親切かなと思います。

他いかがでしょうか。よろしいですか。御質問、あるいは今後のお話しはいただきましたけれども内容といたしましては御異議が無いようでございますのでこれで質疑は終結させていただきます、議決に入りたいと思います。

それでは、一件一件お願いをしたいと思います。

まず第1号案件の生駒市景観計画を定めることについてでございますが、原案のとおり了承する旨答申してよろしいでしょうか。

御異議が無いようでございますので、審議会としましては了承することでお返しをしたいと思います。

なお、答申書は作成しまして、後日、各委員の皆様にご写しを送付させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、第2号案件の生駒市景観条例の改正についてでございますが、これも本審議会といたしましては、原案可決する旨答申してよろしいですか。ありがとうございました。

これも御異議がございませんので、審議会といたしましては原案可決ということで、先程の案件と同様に答申書を作成した後、各委員の皆様にご写しを送付させていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。その他としまして皆様方から何かございますでしょうか。

景観の全般にわたった御意見でも結構でございますが、せっかくの機会ですので、何かございましたら承りたいと思います。

よろしいですか。

農業委員会からも委員として出席いただいておりますが、先程もパブリックコメントの中で、農地を景観の面から守れないかというようなお話がございましたけれども、景観法の中にも景観農業振興地域整備計画というのが定められるという規定はあるのですが、なかなか景観面だけでは農家の方々は飯は食べませんので、その辺り、どうやってその産業としてきちんと収入が入るようにするかということ考

えませんとなかなか先程市の方の考え方にもありましたように、景観だけで守っていくのはどうしても農家の方々に負担だけをおかけをすることになります。これはあの一つの典型的な話でございますが、景観をよくしていくためには景観だけで考えていくのではなくて、さまざまな施策との組み合わせの中で景観を作っていく必要がありますので、またこの辺りは景観の基本計画の中でも時間をかけて、審議会でも議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

よろしいですか。それでは特に無いということでございますので事務局の方から何かございましたらよろしくお願いいたします。

事務局 第1号案件の「生駒市景観計画を定めることについて」原案を了承いただきましたので、景観計画書を製本用に編集し作成させていただきたいと考えております。

会 長 その他よろしいですか。

それでは、ただいまをもちまして審議会を終了させていただきたいと思います。

皆様御協力いただきましてありがとうございました。

これにて終了させていただきます。

どうもありがとうございました。